

茨城県立医療大学認定看護師教育課程教員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学認定看護師教育課程に関する規程第6条第4項の規定に基づき、茨城県立医療大学認定看護師教育課程教員会（以下「教員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 教員会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、全課程の全ての主任・専任教員を含む学内委員と学外委員で構成する。

- (1) 課程長
 - (2) 副課程長
 - (3) 主任教員
 - (4) 専任教員
 - (5) その他課程長が必要と認めた者
- 2 学外委員は、2名以上とし、様々な立場（医療機関の看護管理者、開講している領域の専門家である大学教育者や都道府県看護協会の役職員等）の委員を含む。
- 3 当該教育機関と同一設置主体に所属する委員は、学内委員とみなす。
- 4 教員会と特定行為研修指定研修機関の管理委員会の構成員は兼任することができる。

(任期)

第3条 第2条(5)の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(所掌事務)

第4条 教員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教科目及び授業に関する事項
- (2) 受講生の受講、修了等に関する事項
- (3) 教員体制の確保に関する事項
- (4) 受講生の履修成績に関する事項
- (5) 受講生の指導に関する事項
- (6) その他教育課程に関する事項

(運営)

第5条 教員会は、課程長が招集し、その議長となる。

- 2 課程長に事故あるときは、副課程長がその職務を代行する。
- 3 教員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 教員会は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 教員会に関する事務は、事務局教務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、教員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 18 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 30 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 31 日から施行する。